



島根県報

平成21年 9 月 25 日 (金)

号外 第 170 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管公表】

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表 (4 件)

2

選 挙 管 理 委 員 会 公 表**島根県選挙管理委員会公表第 1 号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の平成20年（第 1 回）、平成19年（第 2 回）の収支報告書の要旨を同法第20条の規定により別冊のとおり公表する。

平成21年 9 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会公表第 2 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、松村信之後援会から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成19年島根県選挙管理委員会公表第 6 号）の一部を次のとおり訂正する。

平成21年 9 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうち収入総額「50,000」を「50,001」に改める。

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうち本年收入額「50,000」を「50,001」に改める。

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうちその他の収入「0」を「1」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第 3 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、松村信之後援会から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成20年島根県選挙管理委員会公表第15号）の一部を次のとおり訂正する。

平成21年 9 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうち収入総額「10,025」を「10,038」に改める。

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうち前年繰越額「10,025」を「10,026」に改める。

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうち本年收入額「0」を「12」に改める。

[その他の政治団体] の松村信之後援会のうちその他の収入「0」を「12」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第 4 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、出雲市澄田信義後援会から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成20年島根県選挙管理委員会公表第15号）の一部を次のとおり訂正する。

平成21年 9 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[その他の政治団体] の出雲市澄田信義後援会のうち支出総額「1,459,100」を「0」に改める。

[その他の政治団体] の出雲市澄田信義後援会のうち事務所費「1,459,100」を「0」に改める。

[その他の政治団体] の出雲市澄田信義後援会のうち経常経費小計「1,459,100」を「0」に改める。
